

深谷市告示第 7 7 号

環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成 5 年政令第 3 7 1 号）第 2 条の規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

深谷市長 小 島 進

地域の類型	該当地域
A 区域	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
B 区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び用途地域の定めのない地域
C 区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

備考

- 1 地域の類型のアルファベットは、騒音に係る環境基準について（平成 1 0 年環境庁告示第 6 4 号）第 1 の 1 の表に掲げる地域の類型を示す。
- 2 「第一種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」及び「準工業地域」とは、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域を、「用途地域の定めのない地域」とは、同号に規定する用途地域以外の地域をいう。